

1. 件名：原子炉建屋水素防護対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に関するヒアリング（柏崎刈羽7【1】、女川2【1】）
2. 日時：令和5年3月23日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、秋本安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他6名

原子力本部 原子力部 課長 他5名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ

グループマネージャー 他6名

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所及び女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【女川原子力発電所／柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定】

- 設置許可基準規則解釈第53条の改正により、格納容器ベントが53条設備に位置付けられたことから、53条設備としての格納容器ベントのLC0を設定する必要がないか説明すること。
- ベースケース解析において、原子炉ウエル注水の影響を考慮する必要があるか説明すること。
- 局所エリアの解析ケースにおいて、7日目以降の挙動についても、整理して説明すること。
- 不確かさ評価において、網羅的に評価結果を示したうえで、現状のベント基準で対応できることを確認すること。
- 漏えいした水素がPARで処理しきれず、水素濃度が0vol%に到達した場合は格納容器ベントを実施するとの運用手順にしているが、

このうち「PARで処理しきれず」の記載があることで、ためらわず実施することに影響を生じさせないか整理し説明すること。

(3) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置づけの明確化に伴う保安規定の変更について
- ・ 東北電力株式会社女川原子力発電所保安規定審査スケジュール(案)
- ・ 格納容器圧力逃がし装置の原子炉建屋水素防護対策としての位置づけの明確化に伴う保安規定の変更について
- ・ 東京電力 HD 株式会社柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査スケジュール(案)